

# 特例社団法人の移行の登記について (一般社団法人への移行)

福島地方法務局

# はじめに

この資料は、特例社団法人が**一般社団法人に移行する場合に行う移行の登記**に関し、その手続を円滑に進めるための主な注意事項やお願い等をまとめたものです。

御不明な点につきましては、福島地方法務局法人登記部門(電話024-534-1904)(直通)までお問い合わせください。

# 目次

1. 特例社団法人の移行の登記の意義
2. 名称変更後の一般社団法人についてする設立の登記
3. 特例社団法人についてする解散の登記
4. 登記申請の際のお願い(登記すべき事項)
5. その他の注意事項

## 【略語】

- 整備法・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)
- 税改附則・・・所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則

# 1. 特例社団法人の移行の登記の意義

1. 特例社団法人は、平成25年11月30日までに行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認可を受けることにより、一般社団法人とすることができます（整備法第45条）。
2. 認可を受けたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、次の登記をしなければなりません（整備法第121条第1項、第106条第1項）。  
名称変更後の一般社団法人 → 設立の登記  
特例社団法人 → 解散の登記
3. 設立の登記と解散の登記の申請は、同時にしなければなりません（整備法第159条第1項）。

## 2. 名称変更後の一般社団法人についてする設立の登記 **－常に必要となる添付書面－**

- **添付書面** (特例社団法人から一般社団法人への添付書類チェックシートの番号順(1～11)に申請書へ添付してください。)
  1. **移行認可書謄本**
    - 認定書の別紙(2枚目以降)の添付も必要となります。
  2. **定款**
    - 末尾に「平成〇年〇月〇日 当法人の定款に相違ない。」旨及び代表者の資格氏名(一般社団法人〇〇会 代表理事〇〇〇〇)を記載し、押印してください。
  3. **社員総会議事録**
    - 定款変更の手続をしたことを証する書面に該当します。

## 2. 名称変更後の一般社団法人についてする設立の登記 —常に必要となる添付書面(続き)—

- 添付書面(特例社団法人から一般社団法人への添付書類チェックシートの番号順(1~11)に申請書へ添付してください。)
- 4. 理事, 監事, 代表理事及び会計監査人の選任書
  - 移行と同時に新たな理事を就任させる場合には, 選任を証する書面の理事の氏名は戸籍上の氏名で記載してください。なお, 「ペンネーム・通称名等」を記載しても差し支えありませんが, その場合にも, 必ず戸籍上の氏名を併記してください。
- 5. 理事, 監事, 代表理事及び会計監査人の就任承諾書
  - 名称の変更による設立の登記の際に就任する理事等がいる場合に必要となります。
  - 代表理事の就任承諾書には, 実印(市区町村長の作成した印鑑証明書の印)を押してください。
  - 移行と同時に現理事が退任し, 新たな理事(同一の理事)が就任する場合には, その就任承諾書が必要となります。
- 6. 印鑑証明書
  - 「印鑑届書」に添付すべき印鑑証明書として援用する場合には, 発効から3か月以内のものを添付する必要があります。

## 2. 名称変更後の一般社団法人についてする設立の登記 **— 場合により必要となる添付書面 —**

- 添付書面（この順番で申請書へ添付してください。）
  1. （新たに選任する会計監査人が法人の場合）会計監査人の登記事項証明書
  2. （新たに選任する会計監査人が法人でない場合）会計監査人が公認会計士であることを証する書面
  3. 辞任届
    - 移行と同時に、移行の際に任期が満了しない現理事が退任し、新たな理事が就任する場合には、現理事について辞任届が必要となります。
  4. 委任状
    - 代理申請で、定款に「公告の方法」の定めがなく、また、「公告をする方法」が電子公告による場合には、「アドレスの決定を証する書面」の添付又は委任状へのアドレスの記載が必要となります。

## 2. 名称変更後の一般社団法人についてする設立の登記 **—その他—**

- 添付書類が多岐にわたりますので、添付書面の順番でインデックス又は付箋紙を各々の添付書面の最初のページに付していただきますよう、御協力をお願いします。
- **登録免許税は、課されません**(税改附則第27条第2項第2号)。なお、今後、役員の変更の登記等を申請した場合には、登録免許税が課されます。
- 代表理事の印鑑について、「**印鑑届書**」を申請と同時に提出してください。なお、特例社団法人の印鑑カードを引き継ぐことはできないので、印鑑の証明書が必要な場合には、別途、印鑑カードの交付の請求もしてください。

### 3. 特例社団法人についてする解散の登記

- 添付書面は、ありません(整備法第159条第2項)。
- 登録免許税は、課されません(税改附則第27条第1項)。

## 4. 登記申請の際のお願い(登記すべき事項)

- 「法人成立の年月日」は、**解散する法人の登記簿に記録されている「法人成立の年月日」**を記載します(「移行日」ではありません。また、「設立許可の年月日」との記載は不要です。)
- 「公告をする方法」が電子公告による場合には、**アドレスを正確に、全て全角文字で記載してください。**

## 5. その他の注意事項

- 解散の登記及び設立の登記をした後、遅滞なく、**行政庁及び旧主務官庁に**、登記事項証明書を添付して、その旨を届け出なければなりません（整備法第121条第1項、第106条第2項）。
- 移行認可を受けた日から起算して30日を経過しても移行登記の届出をしない場合には、行政庁から、相当の期間を定めて移行登記をすべき旨の催告を受け、また、それにもかかわらず移行登記をしないときは、行政庁から**移行認可を取り消されることがあります**（整備法第131条第2項）ので、御注意ください。